

虐待防止のための指針

株式会社 クォーレ
広島西支店
広島安佐南支店

1 基本方針

訪問介護事業所クォーレ広島西支店、及び訪問介護事業所クォーレ広島安佐南支店（以下、「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号、以下、「高齢者虐待防止法」という。）」に規定する、高齢者虐待の防止等の為の措置を、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の趣旨を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号、以下「障害者虐待防止法」という。）」に規定する、障害者虐待の防止等の為の措置を確実に実施する為に、本指針を定める。

2 本指針における虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行なわれた身体的拘束についても、これに該当する。

【具体的な例】

殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、など。

(2) 放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄等の身の世話を、介助をしない等により、高齢者または障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】

食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や、心理的虐待を放置する、など。

(3) 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】

高齢者、又は障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、罵る、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する、など。

(4) 性的虐待

性的な行為をすることまたは性的な行為を強要すること。

【具体的な例】

性交、性器への接触、性的行為を強要する、介護の必要性がないのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる、など。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

本人の預貯金を、本人の同意なく勝手に使用する、など。

3 虐待防止のための具体的措置

(1) 虐待防止責任者の設置

虐待防止の責任者を設置し、虐待の未然防止に率先して取り組む。

また、利用者の人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた会社運営の為に、職員とともに取り組む。

(2) 虐待防止マネージャーの配置

各支店に、虐待防止マネージャーを配置する。

虐待防止マネージャーには、現場における虐待防止のリーダーとして、管理者等の現場の責任者をあてる。

虐待防止マネージャーは、職員一人ひとりに対して、虐待防止という意識付けを図るとともに、虐待防止チェックリストから抽出された課題に沿った研修を行なうなど虐待防止に取り組む。

また、ヒヤリハット報告や、事故報告については、確実な現場検証を行ない、事故等の再発防止に取り組む。

(3) 虐待防止委員会の設置

①利用者の人権を擁護し、虐待防止を図る観点から、虐待防止委員会（以下、委員会という）を設置する。

委員会は、虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、生活相談員等から構成する。

②委員会の開催にあたっては、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行なう場合がある。

③委員会は、定期的（年1回）かつ必要に応じて開催される。

④委員会は、以下について等の協議を行なう。

- ア 虐待防止のための、職員研修の内容等に関すること
- イ 虐待等について、職員が相談・報告出来る体制整備に関すること
- ウ 職員が虐待等を把握した場合に、行政への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法等に関すること
- エ 虐待等が発生した場合に、その発生原因の分析から得られる、発生の確実な防止策に関すること
- オ 再発防止を講じた際に、その効果および評価に関すること。

(4) 職員研修の実施

①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

②具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ア 虐待防止について、基本的な考え方の理解
- イ 権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- オ 発生した場合の改善策

③研修の開催は、年1回とし、職員の新規採用時には必ず実施する。

④研修の内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等にて保存する。

(5) その他の取り組み

- ①提供しているサービスの点検と、虐待に繋がりにかぬない不適切なケアの発見・改善
- ②職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、家庭内における虐待は、外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、虐待防止マネージャーに報告し、虐待防止マネージャーは速やかに行政に報告しなければならない。

5 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。